(4)　特定子法人（特殊関係株主等である居住者に係る他の外国関係法人で、部分対象外国関係法人に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その本店所在地国を同じくする管理支配法人（当該居住者に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人に該当するもので、その本店所在地国において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第八号及び第六項において同じ。）又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。(4)及び(5)において同じ。）によってその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配法人がその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5)　その本店所在地国にある不動産の保有、その本店所在地国における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係法人で、その本店所在地国を同じくする管理支配法人によってその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

第四十条の七第二項第三号ロ中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「から第七号まで及び第八号」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係法人

(1)　各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。(2)において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2)　各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。）の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

第四十条の七第二項第八号中「（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第六項において同じ。）」を削り、同条第三項中「又は(2)に該当するか」を「から(5)までのいずれかに該当するか」に、「同号イ(1)又は(2)」を「同号イ(1)から(5)まで」に改め、同条第六項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額

イ　収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ　支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

第四十条の七第六項第八号中「第十一号チ」を「第十一号リ」に改め、同項第十一号中「ヌまで」を「ルまで」に、「ルに」を「ヲに」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号チからヌまでを同号リからルまでとし、同号トの次に次のように加える。

チ　第七号の二に掲げる金額

第四十条の七第七項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十五項中「第二項第三号ハ」を「第二項第三号ニ」に改める。

第四十条の八第三項中「（以下この条において「課税済金額等」という。）」を削り、「の各年分」の下に「（所得税法第百二十条第一項、第百二十四条第一項（同法第百二十五条第五項において準用する場合を含む。）、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項又は第百二十七条第一項の規定による申告書を提出しなければならない場合の各年分に限る。）」を加え、「、当該各年分の確定申告書に当該課税済金額等に関する明細書の添付があり」を削り、「に」を「、修正申告書又は更正請求書に」に改め、「金額についてのその控除に関する記載並びに当該金額及びこれらの規定に規定する外国法人から受ける」を削り、「に係る配当所得の金額の計算に関する明細書」を「及びその計算に関する明細を記載した書類」に、「に限るもの」を「を限度」に改め、同条第四項を削る。

第四十一条第一項中「この項から第二十一項まで」を「第二十六項まで」に、「第二十五項」を「第三十項」に、「第二十一項及び」を「第十三項から第十五項まで及び第二十六項並びに」に、「第十四項及び」を「第十三項、第十六項、第十九項及び第二十九項並びに」に、「及び次条第一項」を「、第十三項及び第十六項並びに次条第一項」に改め、同条第四項第一号及び第三号から第五号までの規定中「応じ」を「応じ」に改め、同条第五項中「課税資産の譲渡等（」の下に「第十四項、」を加え、同条第六項中「、第八項及び」を「及び第八項並びに」に、「第十五項」を「第二十項」に、「第十六項」を「第二十一項」に、「第十八項、第二十一項及び第二十四項」を「第二十三項、第二十六項及び第二十九項」に改め、同条第十項中「第十五項から第十八項まで及び第二十四項」を「第二十項から第二十三項まで及び第二十九項」に、「及び第二十一項」を「、第十六項、第十七項及び第二十六項」に改め、同条第三十項を同条第三十五項とし、同条第二十六項から第二十九項までを五項ずつ繰り下げ、同条第二十五項中「第二十一項」を「第十三項、第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項第一号中「第十三項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十二項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第二十四項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「第十八項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第二十一項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項を同条第二十二項とし、同条第十三項から第十六項までを五項ずつ繰り下げ、同条第十二項の次に次の五項を加える。

13　個人が、住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、当該住宅の取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅又は第一項の増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を平成三十一年十月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（当該増改築等に係る第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額につき、同条第一項、第五項又は第八項の規定によりこの条の規定の適用を受けた場合を除く。）において、当該居住の用に供した日の属する年（以下この項及び第十六項において「居住年」という。）から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条第一項において「特別特定適用年」という。）において当該住宅の取得等に係る住宅借入金等（以下この項において「特別特定住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該特別特定適用年を第一項に規定する適用年とし、その年十二月三十一日における特別特定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円）に一パーセントを乗じて計算した金額（当該金額が控除限度額を超える場合には控除限度額とし、当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を当該特別特定適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額として、この条、次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。この場合において、同項中「十年間（同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（当該居住日」とあるのは「十三年間の各年（同日」と、第二十項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、第二十一項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第二十二項中「第一項に規定する十年間」とあり、並びに第二十三項、第二十六項及び第二十九項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「十三年間」とする。